



会議報告

次のとおり各種会議の報告をいたします。

令和3年度第9回理事会

令和4年3月23日(水) 14:10~16:20
広島ガーデンパレス2階「白鳥」にて開催

○議案

第18号議案 公益財団法人広島県私立幼稚園連盟事務局 育児・介護休業等に関する規則の制定について

第19号議案 公益財団法人広島県私立幼稚園連盟事務局 就業規則の一部改正について

第20号議案 公益財団法人広島県私立幼稚園連盟役員及び職員の職場等におけるハラスメントの防止に関する規程の制定について

第21号議案 公益財団法人広島県私立幼稚園連盟主催研修・イベント・行事等開催・中止判断に関する規程の制定について

第22号議案 令和4年度事業計画書、収支予算書等の承認について

第23号議案 事務局長の選任について
・審議の結果、出席理事全員一致で可決した。

○協議事項

①公益財団法人広島県私立幼稚園連盟ハラスメント防止宣言について

・異議なく、出席理事全員一致で、承認された。

○報告事項等

文部科学省委託事業の事業報告、各部各委員会報告、全日関係報告、無料職業紹介事業進捗状況報告、事務局職員事務分掌について、今後の行事予定について報告があった。

令和4年度第1回理事会

令和4年5月19日(木) 13:45~15:55
ANAクラウンプラザホテル広島22階「ルミエール」にて開催

○議案

第1号議案 令和3年度事業報告の承認について

第2号議案 令和3年度決算の承認について

第3号議案 定時評議員会の日時及び場所並びに議題等について

第4号議案 加盟園代表者会議の日時及び場所並びに議題等について

第5号議案 貸付利率における理事会の定めについて

・審議の結果、出席理事全員一致で可決した。

○協議事項 なし

○報告事項等

理事長・副理事長職務執行状況の報告、各部各委員会報告、加盟園について、令和4年度幼児教育における人材確保・キャリアアップ支援事業の採択、幼児教育実践学会(全国研究会)参加に係る費用負担について、全日関係団体報告、後援名義の使用承諾について、今後の行事予定について報告があった。

監事監査

令和4年5月11日(水) 15:00~15:45
広島ガーデンパレス3階「響」にて開催

米川晃監事、藤井行夫監事、猪野良雄監事の3名が、正副理事長立会いの下、令和3年度の事業及び会計監査を行った。監査では、適正に処理されている旨が告げられた。



定時評議員会

令和4年6月8日(水) 10:00~12:10
広島ガーデンパレス2階「錦」にて開催

○議案

第1号議案 令和3年度決算の承認について
・上記の議案について可決された。

○報告事項

令和3年度事業報告、令和4年度事業計画、
令和4年度収支予算について説明があった。



(評議員会の様子)

加盟園代表者会議

令和4年6月8日(水) 13:30~15:30
広島ガーデンパレス2階「鳳凰」にて開催

住田直之理事長のあいさつの後、広島県環境県民局学事課長 八百野勇様に祝辞をいただき、会議に入った。



(住田理事長)



(八百野学事課長)



○議題1 令和3年度事業報告及び決算報告について

事業報告について住田理事長、水原、清川、山中各副理事長が、決算報告について岡本事務局長がそれぞれ説明を行うとともに、米川監事から監査報告が行われ、異議なく了解された。

○議題2 令和4年度事業計画及び収支予算について

事業計画について住田理事長が、収支予算について岡本事務局長がそれぞれ説明を行い、異議なく了解された。

○議題3 令和4年度広島県私立学校振興費補助金に関する要望について

山中副理事長から要望の対応状況について説明があった。

○報告事項

改正教育職員免許法施行後の教員免許状の取扱い、キャリアアップ研修について説明があった。
・議題の他に、広島県教育委員会から説明があった。



(加盟園代表者会議の様子)

加盟園の現状等～お知らせ～

1 加盟園の状況について

(令和4年5月1日現在)

加盟園の状況についてご報告します。

○加盟園総数 200園 (休園：2園)

法人区分	私学助成を受ける幼稚園	施設型給付を受ける幼稚園	幼稚園型認定こども園	幼保連携型認定こども園	合計
学校法人	90 (△9)	33 (+4)	15 (+2)	59 (+3)	197
宗教法人	0	1	0	0	1
社会福祉法人	0	0	0	1	1
個人	1	0	0	0	1
小計	91	34	15	60	200
合計	125		75		

※表中の () は昨年度比の増減園数

3 事務局からのお知らせ

○事務局長の退任・就任あいさつ

退任のごあいさつ

役員の皆様、職員の皆様とともに、事務局長としての業務を遂行できましたことに、心から感謝申し上げます。

在職した6年の間には、新型コロナウイルス感染症が流行し、オンラインでの事業実施などこれまでにない取組を開始することになりました。また、広島県無料職業紹介所の設立や、私立幼稚園・認定こども園の魅力発信として始めた「幼稚園・認定こども園ナビゲーション」、さらには多くの研修会などの運営にも関わらせていただきました。加盟園の皆様のお役に少しでも立てたのであれば、うれしい限りです。

最後になりましたが、連盟並びに加盟園の益々のご発展と皆様のご健勝、ご活躍をお祈り申し上げます。 山根 多美子

就任のごあいさつ



皆さんこんにちは、4月から事務局でお世話になります岡本です。

前職では学事課や環境部門を所掌する総務課に在籍し、私立学校等の話題は耳にしておりましたので身近に感じながら、年度当初の業務に追われています。

コロナや国の制度変更への対応、更には少子化問題といった、幼児教育を取り巻く環境は課題が山積していると感じる3か月でした。

個人的には、2、5歳児が身近におり、我が子の時と違いどのように成長の手伝いが出来るのか、疑心暗鬼な日々を過ごしています。

円滑な事務局運営に努めて参りますので、よろしくをお願いします。 岡本 一哉



○事務局員の担当業務

各担当業務については次のとおりです。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局長 岡本一哉

事務局員 越智由美 各種会議、表彰、人材確保関係業務等

// 田中美佳 貸付、退職金業務等

// 楠本侑生 各種研修会、無料職業紹介事業、広報事業等

// 栗栖智恵子 会計業務等

// 佐伯奈津子 R3. 11月から育児休業中



「育児・介護休業法」改正に至る背景と今年度改正点のポイント

皆様こんにちは。このたび、本通信特別寄稿を担当させていただくことになりました特定社会保険労務士の佐々木亮と申します。私の職域である労務を中心に皆様にとって有益な情報をお届けできればと考えておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。



クラール社会保険労務士事務所
特定社会保険労務士

佐々木 亮 先生

■はじめに

第1回のテーマは「改正育児・介護休業法」について取り上げたいと思います。本テーマは、今年の1月26日に開催されました「令和3年度 第2回設置者・園長研修会」でもお話しした内容となりますが、あらためて法改正に至る背景と今年度の改正点について確認をしていきたいと思います。

■改正に至る背景

現行の「育児・介護休業法」の前身にあたる「育児休業法」が平成4年に施行されて、今年でちょうど30年を迎えます。当時から男性も育児休業を取得することができましたが、令和2年度で育児休業取得率は12.65%となっており、女性の81.6%と比して大きな開きが生じています。(厚生労働省「令和2年度雇用均等基本調査」)

少子高齢化の急速な進展がみられる中、出産・育児等による離職の防止を図るためには、女性だけでなく、男性の育児参加を促すことが必要であり、そのためには旧来の「育児・家事は女性がするもの」といった考え方や風潮を改めて、社会全体で男性の育児休業取得を促進することが求められています。以上のような背景から今年度の法改正においては、男性の育児休業取得促進を強く意識した内容となっております。どのような改正が行われたのか確認していきましょう。

今回の法改正は、本年4月1日、10月1日及び令和5年4月1日と3段階に分かれて改正施行されますが、今回は皆様方に直接関係する本年4月1日及び10月1日の改正点について確認していきます。

■令和4年4月1日改正点

まず、本年4月1日の改正についてですが、こちらは執筆段階(6月)で改正施行済となっており、すでに対応していなければならない事項となります。

【令和4年4月1日施行内容】

- (1) 個別の制度周知・休業取得意向確認と雇用環境整備の措置
- (2) 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

上記(1)のうち、「個別の制度周知・休業取得意向確認」についてですが、本人又は配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者に対して、事業主は下記の必要事項の周知と休業取得の意向確認の措置を個別に行わなければならないとなりました。

具体的には、申し出た労働者に対して

- ① 育児休業（10月からは「出生時パパ育休」含む。以下同じ。）に関する制度（制度の内容）
- ② 育児休業の申出先（総務部、園長、事務局など）
- ③ 育児休業給付（雇用保険）に関すること
- ④ 労働者が育児休業中に負担すべき社会保険料（私学共済掛金）の取扱い

以上の①～④全ての事項を

①面談（オンライン可）②書面交付③FAX④電子メール等

のいずれかの方法で個別に周知・意向確認を行っていくこととなります。

このうち、周知する事項については、検討の余地がありませんので、どのような方法（手段）で、周知・意向確認するのか検討が必要となります。こちらは、上記①～④の中から選択してください。ちなみに個人的には、②の「書面交付」を推奨しております。事業主側にとっては、事前に書面の雛型を準備していればよく、周知・意向確認したことの証明も形として残ります。また、労働者側にとっても、書面があればその都度不明点を確認することができるため双方にとってメリットがあると考えられます。この書面雛型については厚生労働省から例示が出ておりますので、そちらを参考にすれば一から作成する必要はありません。（文末に URL をお知らせします。）

続いて（1）のもう一つの改正「雇用環境整備の措置」です。こちらは、育児休業等の申出が円滑に行われるようにするため、以下のいずれかの措置を講じる必要があります。

- ① 育児休業等に関する研修の実施
- ② 育児休業等に関する相談体制の整備（相談窓口設置）
- ③ 自社（自園）の労働者の育児休業取得事例の収集・提供
- ④ 自社（自園）の労働者へ育児休業等の制度と育児休業取得促進に関する方針の周知

以上の①～④のいずれか、可能であれば複数の措置を講じなければなりません。こちらについては、②か④を推奨しています。②については、すでにハラスメント対応等のため窓口設置が義務付けされておりますので、そちらの対応範囲を拡大する方法や、又は必ずしも物理的な窓口を設ける必要はないため、相談できる担当者のメールアドレスを周知する方法でも可能となっています。また、④については厚労省から雛型が出ております。（文末参照）

次に（2）の「有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和」です。

改正前の要件は、

【育児休業】

- ① 引き続き雇用された期間が1年以上
- ② 1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない

【介護休業】

- ① 引き続き雇用された期間が1年以上
- ② 介護休業開始予定日から起算して、93日経過日から6か月を経過する日までに契約が満了することが明らかでない

でしたが、育児休業・介護休業いずれも①の要件が撤廃され、②の要件のみとなりました。ただし、無期雇用労働者と同様に、引き続き雇用された期間が1年未満の労働者は、労使協定を締結することで対象から除外することが可能となっておりますので、実務的には大きな影響はないものと考えられます。以上、令和4

年4月1日改正点について確認いたしました。

■令和4年10月1日改正点

次に令和4年10月1日改正点について確認していきます。

(3) 出生時育児休業（産後パパ育休）の創設

(4) 育児休業の分割取得

となります。こちらは、文章のみですと分かりづらい内容となっていますので、まずは、下表をご覧ください。

【令和4年10月1日施行内容】

	産後パパ育休（R4.10.1～） 育休とは別に取得可能	育児制度 （R4.10.1～）	育児制度 （現行）
対象期間 取得可能の日数	子の出生後8週間以内に 4週間まで取得可能	原則子が1歳 （最長2歳）まで	原則子が1歳 （最長2歳まで）
申出期限	原則休業の2週間前まで	原則1か月前まで	原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能 （初めにまとめて申し出ることが必要）	分割して 2回取得可能（取得の際にそれぞれ 申出）	原則分割不可
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、 労働者が合意した範囲で休業中に就業することが可能	原則就業不可	原則就業不可
1歳以降の 延長		育児開始日を柔軟化	育児開始日は1歳、 1歳半の時点に限定
1歳以降の 再取得		特別な事情がある場合に限り 再取得可能	再取得不可

(3) 出生時育児休業（通称：産後パパ育休）については、今回新たに創設される制度となります。通称名の「産後パパ育休」という名前からも、主に男性向けの休業制度となっています。表（左列一番上）の対象期間をご覧くださいと分かると思いますが、「子の出生後8週間以内に4週間まで」という期間は、出産された女性労働者は、法律上の「産後休業（産後8週間）」に該当する期間となりますので、対象となるのが主に男性ということがご理解いただけると思います。（養子等の場合は女性も対象）

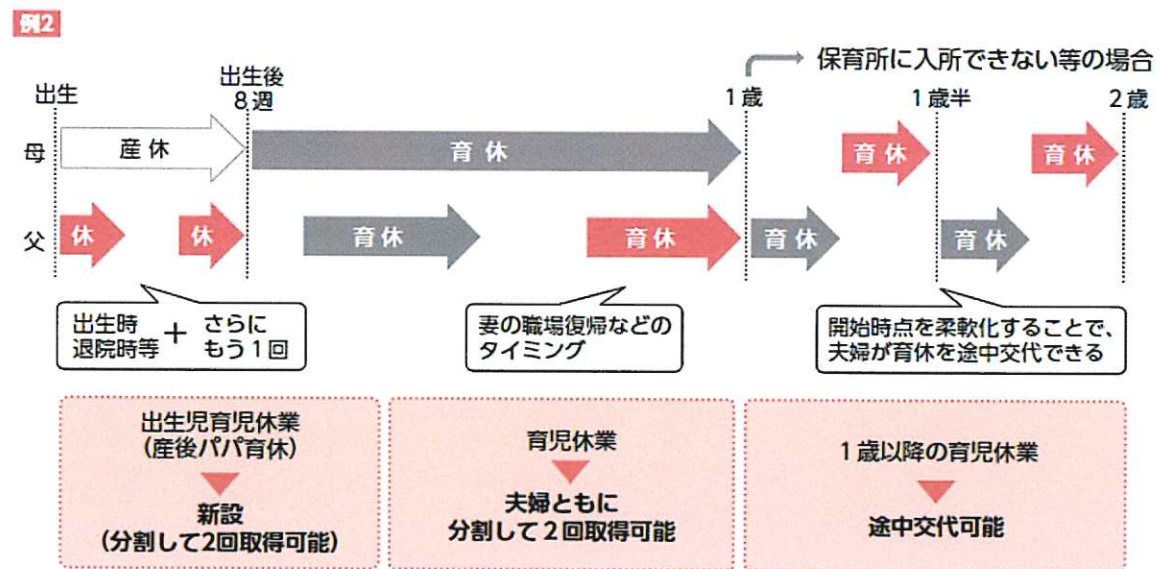
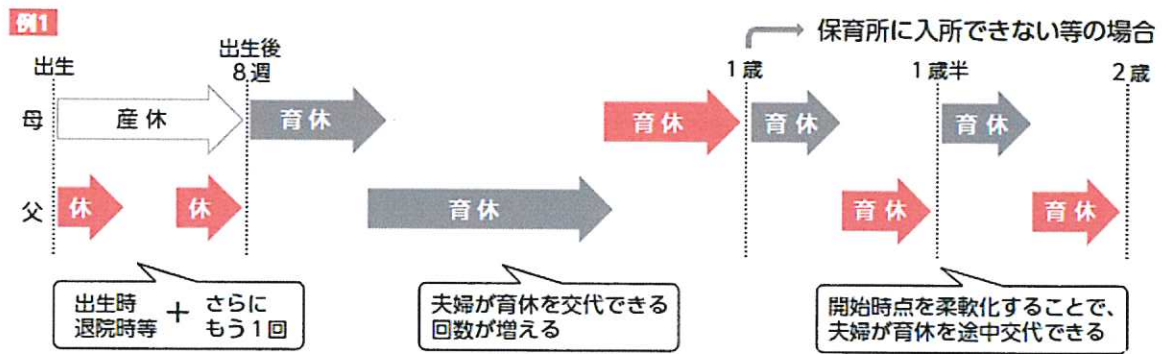
配偶者が里帰り出産している場合などに、退院時や実家から自宅に戻る際などに休業が取得できるように、後述する育児休業とは別に28日を限度として分割して2回まで取得可能となっています。また、通常の育児休業については、休業中の就労は原則認められていませんが、産後パパ育休については、労使協定を締結し、労働者が合意した範囲内で、休業中の就労が可能となっています。対象が主に男性のため、連続した休みは必要ない労働者に例外が設けられているということになります。

次に(4) 育児休業の分割取得です。

表(中列と右列)で改正前後の内容を確認してください。今まで育児休業は分割取得ができませんでしたが、今回の改正により2回まで分割取得が可能となります。女性労働者が、育児休業を分割取得するケースはあまりないかもしれませんが、男性労働者は、先ほどの産後パパ育休と通常の育児休業（子の1歳まで）を合わせて最大4回まで取得できるということになります。



【令和4年10月1日以降の育児休業取得例】



厚生労働省：パンフレット「育児・介護休業法 令和3年（2021年）改正内容の解説」一部抜粋

■まとめ

ここまで、改正点について確認してきましたが、出生時育児休業（産後パパ育休）が創設されたことにより、制度自体が非常に複雑で分かりにくくなっています。しかし、今回の改正によって、制度内容を含めた周知と意向確認が義務化されておりますので、分からないからといって「未対応のまま」というわけにはいきません。これを機に、制度の理解と対応方法についてご検討いただければと思います。

最後に就業規則規定例や周知・意向確認書雛型などの資料が取得できるサイトの URL を記載しておきます。未対応の園さんは一度確認をしてみてください。

厚生労働省 「育児・介護休業等に関する規則の規定例」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533.html>



研修会報告

「新採用教員研修会」

3月25、26日に広島ガーデンパレスにて新採用教員研修会が行われ、114名の先生方が参加されました。

講師と演題は以下のとおりご報告いたします。

①講演「社会人としての心構え」

学校法人穴吹学園広報部 水谷郁恵先生

②講演「保育者として生きる喜びと責任」

かえで幼稚園園長 中丸元良先生

③講演「幼児期における人権教育の進め方」

広島県教育委員会豊かな心と身体育成課

人権教育係長 大平剛生先生

④講演「絵本や物語などに親しむ」

比治山大学短期大学部幼児教育科教授 菊野秀樹先生

⑤グループ討議「素敵な保育者になるために」

焼山こばと幼稚園園長 水原紫乃先生

⑥講演「社会人としてのマナー」

ひろみ幼稚園園長 清川里佳先生

⑦講演「こどもの“素敵な時”に出会うヒント」

フレーザー幼稚園園長 手塚由美子先生

⑧表現発表会

⑨体験発表「私の保育をふりかえって！」

コーディネーター：白ゆり幼稚園園長 柳川広子先生

発表者：経験年数1年 かえで幼稚園 田代靖葉先生

3年 西条幼稚園 北岡訓江先生

5年以上 認定こども園ほうりんこころ幼稚園

西村麻琴先生



水谷先生



中丸先生



大平先生



菊野先生



水原先生



清川先生



手塚先生



表現発表会



体験発表



広島県私立幼稚園連盟無料職業紹介所 わーくけんよう からのお知らせ

わーくけんようでは、キャリアコンサルタントの資格をもつ就職アドバイザーによる電話相談、園へ出向いての訪問相談を行っておりますので、是非ご利用ください。またメールでも相談を受け付けています。

メールアドレス work-kenyo@work-kenyo.jp

ご相談いただいた内容について、アドバイザーが返信いたします！！

☆6月末日現在の状況をお知らせします☆

◆求人募集の掲載件数 21 件

◆現在 幼稚園・認定こども園でお仕事を探されている方 487 人

☆就職アドバイザー電話相談日☆

わーくけんようホームページへ掲載しています！

わーくけんようからのお願い

わーくけんようを利用してマッチングが成立し、途中からシステムを使わずにやり取り（園と直接電話やメール）をして採用に至った場合は必ず事務局へご連絡ください。

※システムで面談、採用年月日等データを随時入力されている場合のご報告は不要です。



事務局だより



行事予定

7月19日	同僚性を高めるための研修会②／広島ガーデンパレス
7月22日	わーくけんよう相談日
8月2日～3日	教育研修大会／ANAクラウンプラザホテル広島
8月5日	わーくけんよう相談日
8月18日～19日	中国地区私立幼稚園教育研修会島根大会／松江テルサ 他
8月20日	オンラインYNナビ
8月20日	第13回幼児教育実践学会(オンライン)
8月23日	わーくけんよう相談日
9月5日	同僚性を高めるための研修会③／広島ガーデンパレス
10月6日	同僚性を高めるための研修会④／広島ガーデンパレス

各種アドバイザーのご案内

●相談事業アドバイザー 弁護士 菊永将浩 先生

加盟園で生じたトラブル等を迅速に解決するために弁護士の菊永将浩先生をアドバイザーとして相談窓口を開設しています。

詳細は連盟ホームページ加盟園のページ(パスワード必要)へ掲載していますのでご覧ください。

●就職アドバイザー キャリアコンサルタント 松永佳世子先生

採用に関するお悩みなど、キャリアコンサルタントの松永佳世子先生に相談できます。

月に2回、連盟事務局で電話・オンライン相談を行っています。詳細は、[わーくけんよう]ホームページをご覧ください。



編集後記

今年7月、13年3ヶ月をもって改正教育職員免許法が成立されて教員免許更新制が廃止されました。何故か文科省は廃止という言葉は使わず『解消』(発展的解消?)という発表をしていますが、導入されるまえから効果が疑問視され、目的も直前に「不適格教員の排除」から「教員の能力向上」へ変更されるなど、当時の実態を知っている我々からいうと「やっと廃止されたか!」という気持ちが大きいことも事実かと思えます。ホントになんだったのでしょうか…

時を同じくして、世の中は新型コロナで停滞していた2年をなんとか動かそうと皆が頑張っていますが、それを阻むのはやっぱり「マスク」。感染が終息していないこともあるのですが、一度付いた習慣はなかなか変えられないのかもしれないかもしれません。我々の幼稚園・認定こども園も、「マスク着用」というのは保育の根幹にも関わる大きな問題です。子ども達はもちろん、現場の職員の笑顔が普通に見られる日が来るのが待ち遠しいです。(K)